

青梅市墓地公園条例

上記の議案を提出する。

平成30年12月3日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

青梅市墓地公園内に新たに樹林墓地を設置し、その使用等に関し必要な事項を定めるとともに、区画墓地の使用等に関する規定について見直しを行うため、青梅市墓地公園条例の全部改正を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市墓地公園条例

青梅市墓地公園条例（昭和44年条例第19号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 区画墓地（第4条—第17条）
- 第3章 樹林墓地（第18条—第28条）
- 第4章 無縁墓地（第29条・第30条）
- 第5章 雑則（第31条—第38条）

付則

第1章 総則

(設置)

第1条 市民等に対して、墳墓を供給し、あわせて墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）にもとづき、公衆衛生その他公共の福祉の見地からその管理を支障なく行うことを目的として、青梅市墓地公

園（以下「墓地公園」という。）を設置する。

（名称および位置）

第2条 墓地公園の名称および位置は、次のとおりとする。

名称 青梅市墓地公園

位置 東京都青梅市長淵5丁目742番地の1

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 墓地公園 次号から第6号までに定める墳墓のほか、これらに付随する道路、広場等の施設の総体をいう。
- (2) 区画墓地 自由墓地および規格墓地をいう。
- (3) 自由墓地 次号から第6号までに定める墳墓以外の墳墓をいう。
- (4) 規格墓地 規則で定める基準に従い造営する墳墓をいう。
- (5) 樹林墓地 焼骨を樹林の下に共同で埋蔵する墳墓をいう。
- (6) 無縁墓地 使用権の消滅した区画墓地の焼骨および縁故者のない焼骨を共同で埋蔵する墳墓をいう。
- (7) 墳墓 焼骨を埋蔵する施設をいう。

第2章 区画墓地

（使用の許可）

第4条 区画墓地を永代使用しようとする者は、青梅市長（以下「市長」という。）の許可を受けなければならない。

2 市長は、区画墓地の永代使用を許可したときは、青梅市墓地公園区画墓地使用許可証（以下「区画墓地使用許可証」という。）を交付する。

（使用申込者の資格）

第5条 区画墓地の使用申込みをしようとする者（以下この章において「使用申込者」という。）は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 次条第1項の規定による公示をした日の属する年度の4月1日から起算して3年前から引き続いて本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）にもとづき、本市の住民基本台帳に記録されていること。

- (2) 埋蔵しようとする焼骨を現に所持していること。
- (3) 使用申込者と埋蔵しようとする焼骨との関係が規則で定めるものであること。
- (4) 祖先の祭しを主宰すべき者であること。
- (5) 現に区画墓地の使用許可を受けていない者であること。

(公募)

第6条 市長は、区画墓地を使用させようとするときは、区画墓地の種別、区画墓地の数、使用申込期間その他規則で定める事項を公示して、使用申込者を募集する。ただし、市長が特別の理由により、公募によらないで使用させる必要があると認めるときは、この限りでない。

2 区画墓地の使用申込みは、使用申込者1人につき1か所とする。

(選考の方法)

第7条 市長は、公募の結果、使用申込者の数が、使用させようとする区画墓地の数を超えるときは、抽選により使用させる者（以下この章において「使用予定者」という。）を決定する。

(使用許可の手続)

第8条 前条の規定により使用予定者として決定された者は、ただちに規則で定める手続をしなければならない。

2 市長は、前項の手続を完了した者に対し、第4条第1項の許可をするものとする。

(使用の制限および費用の負担)

第9条 市長は、区画墓地の使用許可を受けた者（以下「区画墓地使用者」という。）に対し、管理上必要と認めるときは、墓碑その他の施設に、制限もしくは条件をつけ、または必要な設備その他の負担をさせることができる。

(使用料)

第10条 区画墓地の永代使用料（以下「永代使用料」という。）は、1平方メートルにつき76,000円以内において規則で定める。

(管理料)

第11条 区画墓地使用者は、清掃その他区画墓地の管理に要する経費として、使用している区画墓地1平方メートルにつき1年970円以内において規則で定める管理料を納付しなければならない。

2 前項の管理料の計算に際して、1平方メートル未満は、1平方メートルとみなす。ただし、規格墓地については、この限りでない。

(墓碑等の設置)

第12条 区画墓地使用者は、使用の許可を受けた日の翌日から起算して1年以内に、区画墓地に墓碑等を設置しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 区画墓地使用者は、区画墓地に墓碑等を設置しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

3 墓碑等は、規則で定める基準に従い、設置しなければならない。

(焼骨の埋蔵)

第13条 区画墓地使用者は、使用の許可を受けた日の翌日から起算して1年以内に、区画墓地に焼骨を埋蔵しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用権の承継および消滅)

第14条 区画墓地の使用権は、祖先の祭しを主宰すべき者が承継する。

2 前項の使用権を承継しようとする者は、原因発生後ただちに市長に届け出なければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する理由があった場合は、区画墓地の使用権は、消滅する。

(1) 区画墓地使用者が死亡した日の翌日から起算して2年を経過しても、前項に規定する者がいないとき。

(2) 区画墓地使用者が住所不明となった日の翌日から起算して5年を経過したとき。

(3) 区画墓地使用者が区画墓地を返還したとき。

4 市長は、前項第1号または第2号の規定に該当する理由により使用権の消滅した区画墓地については、当該墓地の焼骨を無縁墓地に改葬し、その墓碑等を撤去するものとする。

(区画墓地の返還)

第15条 区画墓地使用者は、区画墓地が不要となったときは、ただちに市長に届け出て、区画墓地を原状に復し返還しなければならない。

(区画墓地の変更または返還命令)

第16条 市長は、墓地公園の管理上その他必要があると認めるときは、

区画墓地使用者に対し使用している区画墓地を変更または返還させることができる。

- 2 前項の規定により変更または返還させたときは、市長は、当該変更または返還にかかる損失を補償する。

(使用許可の取消し)

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、区画墓地の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用許可を受けた目的以外に区画墓地を使用したとき。
- (2) 使用権を譲渡し、または使用許可を受けた区画墓地を転貸したとき。
- (3) 他人に譲渡する目的をもって使用許可を得たと認めるとき。
- (4) 使用許可を受けた区画墓地の適正な維持管理をしないまま3年を経過したとき。
- (5) 偽りその他不正な手段により永代使用料または管理料の徴収を免れたとき。
- (6) 市長が定める納期限を経過した後5年間管理料を納付しないとき。
- (7) 法令またはこの条例もしくはこれにもとづく規則に違反したとき。

- 2 前項の規定により使用許可を取り消されたときは、同項の規定により使用許可を取り消された者(以下「使用許可を取り消された者」という。)は、ただちに当該区画墓地を原状に復し、市長に返還しなければならない。

- 3 市長は、使用許可を取り消された者が前項の規定による措置を講じないときは、自ら当該区画墓地を原状に復することができる。この場合において、市長はその費用を当該使用許可を取り消された者から徴収するものとする。

第3章 樹林墓地

(使用の許可)

第18条 樹林墓地を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、樹林墓地の使用を許可したときは、青梅市墓地公園樹林墓地使用許可証(以下「樹林墓地使用許可証」という。)を交付する。

(使用申込者の資格)

第19条 樹林墓地の使用申込みをしようとする者(以下この章において

「使用申込者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものでなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 焼骨を現に所持している者は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

ア 使用申込者と埋蔵しようとする焼骨との関係が規則で定めるものであること。

イ 次条第1項の規定による公示をした日の属する年度の4月1日から起算して3年前から引き続いて本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法にもとづき、本市の住民基本台帳に記録されていること。

(2) 焼骨を現に所持していない者は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

ア 自己のために使用する目的であること。

イ 次条第1項の規定による公示をした日の属する年度の4月1日から起算して3年前から引き続いて本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法にもとづき、本市の住民基本台帳に記録されていること。

ウ 次条第1項の規定による公示をした日の属する年度の4月1日時点で満65歳以上であること。

(公募)

第20条 市長は、樹林墓地を使用させようとするときは、募集の数、使用申込期間その他規則で定める事項を公示して、使用申込者を募集する。ただし、市長が相当の理由により、公募によらないで使用させる必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前条第1号に定める要件を備える者の樹林墓地の使用申込みは、埋蔵しようとする焼骨1体につき1件とする。

3 前条第2号に定める要件を備える者の樹林墓地の使用申込みは、使用申込者1人につき1件とする。

(選考の方法)

第21条 市長は、公募の結果、使用申込みの数が、使用させようとする募集の数を超えるときは、抽選により使用させる者(以下この章において「使用予定者」という。)を決定する。

(使用許可の手続)

第 2 2 条 前条の規定により使用予定者として決定された者は、ただちに規則で定める手続をしなければならない。

2 市長は、前項の手続を完了した者に対し、第 1 8 条第 1 項の許可をするものとする。

(使用料)

第 2 3 条 樹林墓地の使用料（以下「樹林墓地使用料」という。）は、1 体につき 1 3 1, 0 0 0 円とする。

(埋蔵の申出)

第 2 4 条 市長は、樹林墓地の使用許可を受けた者（以下「樹林墓地使用者」という。）のうち、第 1 9 条第 1 号に定める要件を備える者として許可を受けた者（以下「現に焼骨を所持する使用者」という。）は、市長に対し、速やかに焼骨を樹林墓地に埋蔵するよう申し出なければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 樹林墓地使用者のうち、第 1 9 条第 2 号に定める要件を備える者として許可を受けた者は、その死亡後において、その焼骨が速やかに埋蔵されるようにあらかじめ必要な措置を講じなければならない。

(使用権の承継)

第 2 5 条 現に焼骨を所持する使用者の死亡その他の事由により、当該使用者に代わり、前条第 1 項に規定する申出を行おうとする者は、当該使用者が有していた使用権を承継することができる。

2 前項の規定により承継しようとする者は、原因発生後ただちに市長に届け出なければならない。

(使用権の消滅)

第 2 6 条 樹林墓地使用者は、樹林墓地を使用しなくなったときは、ただちに市長に届け出なければならない。ただし、第 2 4 条第 1 項に規定する申出をしていない者に限る。

2 前項の規定による届出があった場合は、樹林墓地の使用権は、消滅する。

(使用許可の取消し)

第 2 7 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、樹林墓地の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用許可を受けた目的以外に樹林墓地を使用しようとしたとき。
 - (2) 使用権を譲渡したとき。
 - (3) 他人に譲渡する目的をもって使用許可を得たと認めるとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段により樹林墓地使用料の徴収を免れたとき。
 - (5) 法令またはこの条例もしくはこれにもとづく規則に違反したとき。
- (焼骨の返還)

第28条 樹林墓地使用者は、第24条第1項に規定する申出がされた後の焼骨については、返還を請求することはできない。

第4章 無縁墓地

(無縁墓地への埋蔵)

第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該焼骨を無縁墓地へ埋蔵するものとする。

- (1) 第14条第3項第1号または第2号の規定により使用権の消滅した区画墓地の焼骨
- (2) 前号に定めるもののほか、市長が相当の理由により、無縁墓地に埋蔵する必要があると認める焼骨

2 市長は、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）にもとづき引取りを行った行旅死亡人で扶養義務者等がない場合は、当該焼骨を無縁墓地へ埋蔵することができるものとする。

(焼骨の返還)

第30条 無縁墓地に埋蔵された焼骨については、返還しないものとする。

第5章 雑則

(使用料の徴収)

第31条 永代使用料および樹林墓地使用料（以下「使用料」という。）は、使用許可の際に徴収する。ただし、永代使用料について市長が必要と認めるときは、規則の定めるところにより分割して納付させることができる。

(使用料等の減免)

第32条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料および管理料を減額または免除することができる。

(使用料等の不還付)

第33条 既納の使用料および管理料は、還付しない。ただし、使用料に

については、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(区画墓地使用許可証の書替え)

第34条 第14条第2項に規定する届出をした者は、区画墓地使用許可証の書替えを受けなければならない。

2 区画墓地使用許可証の書替えをする場合は、1件につき300円の手数料を徴収する。

(使用許可証の再交付)

第35条 区画墓地使用許可証および樹林墓地使用許可証(以下「使用許可証」という。)を紛失した場合は、使用許可証の再交付を受けなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用許可証の再交付をする場合は、1件につき100円の手数料を徴収する。

(損害賠償)

第36条 墓地公園内における市の施設を故意または過失により滅失し、または毀損した者は、市長が相当と認める額を賠償しなければならない。

(罰則)

第37条 次の各号のいずれかに該当した者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 使用許可を受けた目的以外に使用許可を受けた区画墓地または樹林墓地を使用した者
- (2) 使用权を譲渡し、または使用許可を受けた区画墓地または樹林墓地を転貸した者
- (3) 他人に譲渡する目的をもって使用許可を得た者
- (4) 偽りその他不正な手段により使用料または管理料の徴収を免れた者
- (5) この条例またはこれにもとづく規則および指示に違反した者
- (6) 使用許可を得ないで墓地公園を使用した者
- (7) 墓地公園内の施設を故意に滅失し、または毀損した者

(委任)

第38条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の青梅市墓地公園条例（以下「旧条例」という。）第5条第2項の規定により交付された青梅市墓地公園使用許可証は、この条例による改正後の青梅市墓地公園条例（以下「新条例」という。）第4条第2項に規定する区画墓地使用許可証とみなす。
- 3 旧条例付則第2項から第4項までの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
- 4 新条例第5条および第6条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に公募する区画墓地の使用について適用し、同日前に公募した区画墓地の使用については、なお従前の例による。
- 5 新条例第8条、第12条および第13条の規定は、施行日以後に使用許可を受けた区画墓地使用者について適用する。
- 6 新条例第14条第3項第1号または第2号に規定する事由が施行日前に生じているときは、これらの規定に規定する期間については、施行日から起算するものとする。
- 7 新条例第17条第1項第6号の規定は、同号に規定する納期限が施行日以後に到来する管理料について適用する。
- 8 新条例第17条第3項の規定は、施行日以後に同条第1項の規定による使用許可の取消しを受けた区画墓地使用者について適用する。

青梅市墓地公園条例要綱

1 全部改正の理由

青梅市墓地公園内に新たに樹林墓地を設置し、その使用等に関し必要な事項を定めるとともに、区画墓地の使用等に関する規定について見直しを行おうとするものである。

2 全部改正の内容

(1) 総則に関する規定（第1章関係）

区画墓地および樹林墓地の定義を追加する。（第3条関係）

ア 区画墓地 自由墓地および規格墓地をいう。

イ 樹林墓地 焼骨を樹林の下に共同で埋蔵する墳墓をいう。

(2) 区画墓地に関する規定（第2章関係）

ア 区画墓地の使用申込者の資格を次のように改める。（第5条関係）

現 行
墓地公園を使用しようとするものは、本市に住所を有するもの（法人にあっては、本市に事務所を有するもの）でなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。
改正後
区画墓地の使用申込みをしようとする者（以下「使用申込者」という。）は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。 (1) 使用申込者の公募に関する公示をした日の属する年度の4月1日から起算して3年前から引き続いて本市に住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。 (2) 埋蔵しようとする焼骨を現に所持していること。 (3) 使用申込者と埋蔵しようとする焼骨との関係が規則で定めるものであること。 (4) 祖先の祭しを主宰すべき者であること。 (5) 現に区画墓地の使用許可を受けていない者であること。

イ 使用許可の手続に関する規定を追加する。（第8条関係）

ウ 区画墓地への墓碑等の設置および焼骨の埋蔵に関する規定を追加

する。(第12条・第13条関係)

エ 区画墓地の使用権の消滅に関する要件を改める。(第14条関係)

改正後	現 行
(1) 区画墓地使用者が <u>死亡した日の翌日から起算して2年を経過しても、使用権の承継を届け出る者がいないとき。</u>	(1) 使用者が死亡し、親族もしくは縁故者等 <u>祖先の祭しを主宰すべき者がいないとき。</u>
(2) 区画墓地使用者が住所不明となった日の翌日から起算して <u>5年を経過したとき。</u>	(2) 使用者が住所不明となり、 <u>10年を経過したとき。</u>
(削る)	(3) <u>使用者である法人が解散したとき。</u>

オ 管理料未納による使用許可の取消しおよび使用許可を取り消した区画墓地の原状復帰に関する規定を追加する。(第17条関係)

(3) 樹林墓地に関する規定(第3章関係)

ア 樹林墓地の使用の許可および使用許可証の交付について規定する。(第18条関係)

イ 樹林墓地の使用申込者の資格を次のように定める。(第19条関係)

(ア) 焼骨を現に所持している者

a 使用申込者と埋蔵しようとする焼骨との関係が規則で定めるものであること。

b 使用申込者の公募に関する公示をした日の属する年度の4月1日から起算して3年前から引き続いて本市に住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。

(イ) 焼骨を現に所持していない者

a 自己のために使用する目的であること。

b 使用申込者の公募に関する公示をした日の属する年度の4月1日から起算して3年前から引き続いて本市に住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。

c 使用申込者の公募に関する公示をした日の属する年度の4月1日時点で満65歳以上であること。

ウ 樹林墓地の使用申込者の公募、使用申込み、使用予定者の選考方

法および使用許可の手續について規定する。(第20条・第21条・第22条関係)

エ 樹林墓地の使用料は、1体につき131,000円とする。(第23条関係)

オ 樹林墓地へ焼骨を埋蔵する場合の市長への申出等について規定する。(第24条関係)

カ 現に焼骨を所持する樹林墓地使用者の使用権の承継および使用権の消滅について規定する。(第25条・第26条関係)

キ 樹林墓地の使用許可の取消しに該当する要件を、次のように定める。(第27条関係)

(ア) 使用許可を受けた目的以外に樹林墓地を使用しようとしたとき。

(イ) 使用権を譲渡したとき。

(ウ) 他人に譲渡する目的をもって使用許可を得たと認められるとき。

(エ) 偽りその他不正な手段により樹林墓地使用料の徴収を免れたとき。

(オ) 法令またはこの条例もしくはこれにもとづく規則に違反したとき。

ク 樹林墓地使用者は、樹林墓地からの焼骨の返還を請求することができないことを規定する。(第28条関係)

(4) 無縁墓地に関する規定(第4章関係)

ア 無縁墓地に埋蔵する焼骨について規定する。(第29条関係)

イ 無縁墓地に埋蔵された焼骨は返還しないことを規定する。(第30条関係)

(5) 雑則に関する規定(第5章関係)

樹林墓地使用許可証の再交付に関する規定を追加する。(第35条関係)

(6) その他所要の規定の整備

墓地公園における一時使用に関する規定を削る。(第4条・第10条関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成31年4月1日

(2) 経過措置

ア 区画墓地の使用申込みについて、必要な経過措置を設ける。

イ 旧条例による許可を受けた区画墓地にかかる使用権の消滅および使用許可の取消しについて、必要な経過措置を設ける。

青梅市墓地公園条例新旧対照表

○青梅市墓地公園条例（昭和44年条例第19号）

改正後	現行	備考
<p>青梅市墓地公園条例（平成31年条例第 号）</p> <p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条－第3条）</u></p> <p><u>第2章 区画墓地（第4条－第17条）</u></p> <p><u>第3章 樹林墓地（第18条－第28条）</u></p> <p><u>第4章 無縁墓地（第29条・第30条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第31条－第38条）</u></p> <p><u>付則</u></p> <p><u>第1章 総則</u> （設置）</p> <p>第1条 <u>市民等</u> に対して、<u>墳墓</u>を供給し、あわせて墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）にもとづき、公衆衛生その他公共の福祉の見地からその管理を支障なく<u>行う</u>ことを目的として、青梅市墓地公園（以下「墓地公園」という。）を設置する。</p> <p>（名称および位置）</p> <p>第2条 墓地公園の名称および位置は、次のとおりとする。 名称 青梅市墓地公園 位置 東京都青梅市長淵5丁目742番地の1</p> <p>（定義）</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）<u>墓地公園</u> <u>次号</u> から<u>第6号</u>までに定める<u>墳墓</u>のほか、これらに付随する道路、広場等の施設の総体をいう。</p>	<p>青梅市墓地公園条例（昭和44年条例第19号）</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 <u>墳墓の造営に困窮するもの</u>に対して、<u>墓所</u>を供給し、あわせて墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）にもとづき、公衆衛生その他公共の福祉の見地からその管理を支障なく<u>行なう</u>ことを目的として、青梅市墓地公園（以下「墓地公園」という。）を設置する。</p> <p>（名称および位置）</p> <p>第2条 墓地公園の名称および位置は、次のとおりとする。 名称 青梅市墓地公園 位置 東京都青梅市長淵5丁目742番地の1</p> <p>（定義）</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）<u>墓地公園</u> <u>第2号</u>から<u>第4号</u>までに定める<u>施設</u>のほか、これらに付随する道路、広場等の施設の総体をいう。 （2）<u>墓苑</u> <u>規格墓所</u>およびこれに付随する通路、休憩所等の施設の</p>	

- (2) 区画墓地 自由墓地および規格墓地をいう。
- (3) 自由墓地 次号から第6号までに定める墳墓以外の墳墓をいう。
- (4) 規格墓地 規則で定める基準に従い造営する墳墓をいう。
- (5) 樹林墓地 焼骨を樹林の下に共同で埋蔵する墳墓をいう。
- (6) 無縁墓地 使用権の消滅した区画墓地の焼骨および縁故者のない焼骨を共同で埋蔵する墳墓をいう。
- (7) 墳墓 焼骨を埋蔵する施設をいう。

第2章 区画墓地

(使用の許可)

- 第4条 区画墓地 _____を永代使用しようとする者は、青梅市長（以下「市長」という。）の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、区画墓地の永代使用を許可したときは、青梅市墓地公園区画墓地使用許可証（以下「区画墓地使用許可証」という。）を交付する。

(使用申込者の資格)

- 第5条 区画墓地の使用申込みをしようとする者（以下この章において「使用申込者」という。）は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

総体をいう。

- (3) 墓地 自由墓所およびこれに付随する通路、休憩所等の施設の総体をいう。

- (4) 無縁墓所 使用権の消滅した墓所 _____の遺骨および縁故者のない遺骨を一括して改葬する墳墓をいう。
- (5) 規格墓所 市長 _____が別 _____に定める基準に従って造営する墳墓をいう。
- (6) 自由墓所 第4号および前号に定める墳墓以外の墳墓をいう。
- (7) 墳墓 遺骨を埋蔵する施設をいう。

(使用の範囲)

第4条 墓苑および墓地は、墳墓の造営以外の目的に永代使用することはできない。

- 2 墓地公園は、市長の許可を得て一時使用することができる。

(使用の許可)

- 第5条 前条第1項の規定にもとづき、墓地公園を永代使用しようとするものは、市長 _____の許可を受けなければならない。
- 2 墓地公園 _____の永代使用を許可したときは、青梅市墓地公園 _____使用許可証（以下「使用許可証 _____」という。）を交付する。
- 3 前項の規定は、前条第2項の場合に準用する。

(使用者 _____の資格)

- 第6条 墓地公園を使用 _____しようとするものは、本市に住所を有するもの（法人にあつては、本市に事務所を有するもの）でなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 次条第1項の規定による公示をした日の属する年度の4月1日から起算して3年前から引き続いて本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）にもとづき、本市の住民基本台帳に記録されていること。

(2) 埋蔵しようとする焼骨を現に所持していること。

(3) 使用申込者と埋蔵しようとする焼骨との関係が規則で定めるものであること。

(4) 祖先の祭しを主宰すべき者であること。

(5) 現に区画墓地の使用許可を受けていない者であること。

(公募)

第6条 市長は、区画墓地を使用させようとするときは、区画墓地の種類、区画墓地の数、使用申込期間その他規則で定める事項を公示して、使用申込者を募集する。ただし、市長が特別の理由により、公募によらないで使用させる必要があると認めるときは、この限りでない。

2 区画墓地の使用申込みは、使用申込者1人につき1か所とする。

(選考の方法)

第7条 市長は、公募の結果、使用申込者の数が、使用させようとする区画墓地の数を超えるときは、抽選により使用させる者（以下この章において「使用予定者」という。）を決定する。

(使用許可の手続)

第8条 前条の規定により使用予定者として決定された者は、ただちに規則で定める手続をしなければならぬ。

2 市長は、前項の手続を完了した者に対し、第4条第1項の許可をするものとする。

(使用の申請)

第7条 市長は、墓所を使用させようとするときは、墓所の種類、墓所の数、使用申請期間その他規則で定める事項を公示して、墓所を使用しようとするものを募集する。ただし、次の各号の一に該当する墓所については、この限りでない。

(1) 公募の結果、使用申請のなかつた墓所

(2) 都市計画事業その他の公共事業の施行に伴い、墳墓の移転を必要とするものに使用させる墓所

(3) 前2号のほか、市長が特別の理由により、公募によらないで使用させる必要があると認めた墓所

2 墓所の使用申請は、 1人 1箇所とする。

(選考の方法)

第8条 市長は、公募の結果、墓所の使用申請者の数が、使用させようとする墓所の数をこえるときは、抽せんにより使用させるものを決定する。

<p>市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 区画墓地使用者は、区画墓地に墓碑等を設置しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。</p> <p>3 墓碑等は、規則で定める基準に従い、設置しなければならない。</p>	<p>(使用料等の不還付)</p> <p>第14条 既納の使用料および管理料は、還付しない。ただし、永代使用料については、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。</p>
<p>(焼骨の埋蔵)</p> <p>第13条 区画墓地使用者は、使用の許可を受けた日の翌日から起算して1年以内に、区画墓地に焼骨を埋蔵しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(使用権の承継および消滅)</p> <p>第15条 墓所____の使用権は、祖先の祭しを主宰すべき者が承継する。</p>
<p>(使用権の承継および消滅)</p> <p>第14条 区画墓地の使用権は、祖先の祭しを主宰すべき者が承継する。</p> <p>2 前項の使用権を承継しようとする者は、原因発生後ただちに市長に届け出なければならない。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する理由があつた場合は、区画墓地の使用権は、消滅する。</p> <p>(1) 区画墓地使用者が死亡した日の翌日から起算して2年を経過しても、前項に規定する者がいないとき。</p> <p>(2) 区画墓地使用者が住所不明となった日の翌日から起算して5年を経過したとき。</p> <p>(3) 区画墓地使用者が区画墓地を返還したとき。</p>	<p>(使用権の承継および消滅)</p> <p>2 次の各号の一____に該当する理由があつた場合は、墓所____の使用権は、消滅する。</p> <p>(1) 使用者が死亡し、親族もしくは縁故者等祖先の祭しを主宰すべき者がいないとき。</p> <p>(2) 使用者が住所不明となり、10年を経過したとき。</p> <p>(3) 使用者である法人が解散したとき。</p> <p>(4) 使用者____が墓所____を返還したとき。</p> <p>3 第1項の使用権を承継しようとするものは、原因発生後ただちに市長に申請しなければならない。</p>
<p>4 市長は、前項第1号または第2号の規定に該当する理由により使用権の消滅した区画墓地については、当該墓地の焼骨を無縁墓地に改葬し、その墓碑等を撤去するものとする。</p>	<p>(使用場所の返還)</p>
<p>(区画墓地の返還)</p>	<p>(使用場所の返還)</p>

<p>第15条 区画墓地使用者は、区画墓地が不要となつたときは、ただちに市長に届け出て、区画墓地を原状に復し返還しなければならない。</p> <p>(区画墓地の変更または返還命令)</p>	<p>第16条 墓地公園の使用者は、使用場所の全部または一部が不要となつたときは、ただちに市長に届け出て、その場所を原状に復し返還しなければならない。</p> <p>(使用場所の変更または返還命令)</p>
<p>第16条 市長は、墓地公園の管理上その他必要があると認めるときは、区画墓地使用者に対し使用している区画墓地を変更または返還させることができる。</p> <p>2 前項の規定により変更または返還させたときは、市長は、当該変更または返還にかかる損失を補償する。</p> <p>(使用許可の取消し)</p>	<p>第17条 市長は、墓地公園の管理上その他必要があると認めるときは、使用者に対しその使用場所または施設を変更または返還させることができる。</p> <p>2 前項の規定により変更または返還させたときは、市長は、当該変更または返還にかかる損失を補償する。</p> <p>(使用許可の取消し)</p>
<p>第17条 次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、区画墓地の使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用許可を受けた目的以外に区画墓地を使用したとき。</p> <p>(2) 使用権を譲渡し、または使用許可を受けた区画墓地を転貸したとき。</p> <p>(3) 他人に譲渡する目的をもって使用許可を得たと認めるとき。</p> <p>(4) 使用許可を受けた区画墓地の適正な維持管理をしないまま _____ 3年を経過したとき。</p> <p>(5) 偽りその他不正な手段により永代使用料または管理料の徴収を免れたとき。</p> <p>(6) 市長が定める納期限を経過した後5年間管理料を納付しないとき。</p> <p>(7) 法令またはこの条例もしくはこれにもとづく規則 _____ に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により使用許可を取り消されたときは、同項の規定により使用許可を取り消された者（以下「使用許可を取り消された者」という。）は、ただちに当該区画墓地を原状に復し、市長に返還しなければならない。</p> <p>3 市長は、使用許可を取り消された者が前項の規定による措置を講じないときは、自ら当該区画墓地を原状に復することができる。この場合において、市長はその費用を当該使用許可を取り消された者から徴収するものとする。</p>	<p>第18条 次の各号の一 _____ に該当する場合は、市長は、墓地公園の使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用許可を受けた目的以外に墓地公園を使用したとき。</p> <p>(2) 使用権を譲渡し、または使用場所 _____ を転貸したとき。</p> <p>(3) 他人に譲渡する目的をもって使用許可を得たと認めるとき。</p> <p>(4) 市長の命じた使用場所の施設の維持および保護をしないで、放任のまま3年を経過したとき。</p> <p>(5) 偽りその他不正な手段により使用料 _____ の徴収をまぬがれたとき。</p> <p>(6) 法令またはこの条例もしくはこれにもとづく規則および指示に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により使用の許可を取り消されたときは、使用者 _____ は、ただちにその場所 _____ を原状に復し、市長に返還しなければならない。</p>

(使用箇所の制限)

第19条 墓所の使用は、使用者1人につき1箇所とする。

(使用許可証の再交付等)

第20条 墓所の使用を承継したものまたは使用許可証を紛失したものは、使用許可証の書替または再交付を受けなければならない。

2 使用許可証を書替または再交付する場合は、次の区分により手数料を徴収する。

(1) 書替 1件につき300円

(2) 再交付 1件につき100円

(無縁墓所への改葬)

第21条 第15条第2項第1号または第2号の規定に該当する理由により使用権の消滅した墓所については、当該墓所の遺骨を無縁墓所に改葬し、その墳墓を撤去するものとする。

(損害賠償)

第22条 墓地公園内における市の施設を故意または過失によりき損し、または滅失したものは、市長が定める損害額を賠償しなければならない。

第3章 樹林墓地

(使用の許可)

第18条 樹林墓地を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、樹林墓地の使用を許可したときは、青梅市墓地公園樹林墓地使用許可証（以下「樹林墓地使用許可証」という。）を交付する。

(使用申込者の資格)

第19条 樹林墓地の使用申込みをしようとする者（以下この章において「使用申込者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものでなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 焼骨を現に所持している者は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

ア 使用申込者と埋蔵しようとする焼骨との関係が規則で定めるものであること。

イ 次条第1項の規定による公示をした日の属する年度の4月1日から起算して3年前から引き続いて本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法にもとづき、本市の住民基本台帳に記録されていること。

(2) 焼骨を現に所持していない者は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

ア 自己のために使用する目的であること。

イ 次条第1項の規定による公示をした日の属する年度の4月1日から起算して3年前から引き続いて本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法にもとづき、本市の住民基本台帳に記録されていること。

ウ 次条第1項の規定による公示をした日の属する年度の4月1日時点で満65歳以上であること。

(公募)

第20条 市長は、樹林墓地を使用させようとするときは、募集の数、使用申込期間その他規則で定める事項を公示して、使用申込者を募集する。ただし、市長が相当の理由により、公募によらないで使用する必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前条第1号に定める要件を備える者の樹林墓地の使用申込みは、埋蔵しようとする焼骨1体につき1件とする。

3 前条第2号に定める要件を備える者の樹林墓地の使用申込みは、使用申込者1人につき1件とする。

(選考の方法)

第21条 市長は、公募の結果、使用申込みの数が、使用させようとする募集の数を超えるときは、抽選により使用させる者（以下この章において「使用予定者」という。）を決定する。

(使用許可の手続)

第22条 前条の規定により使用予定者として決定された者は、ただちに規則で定める手続をしなければならない。

2 市長は、前項の手続を完了した者に対し、第18条第1項の許可をするものとする。

(使用料)

第23条 樹林墓地の使用料（以下「樹林墓地使用料」という。）は、1体につき131,000円とする。

(埋蔵の申出)

第24条 市長は、樹林墓地の使用許可を受けた者（以下「樹林墓地使用者」という。）のうち、第19条第1号に定める要件を備える者として許可を受けた者（以下「現に焼骨を所持する使用者」という。）は、市長に対し、速やかに焼骨を樹林墓地に埋蔵するよう申し出なければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 樹林墓地使用者のうち、第19条第2号に定める要件を備える者として許可を受けた者は、その死亡後において、その焼骨が速やかに埋蔵されるようあらかじめ必要な措置を講じなければならない。

(使用権の承継)

第25条 現に焼骨を所持する使用者の死亡その他の事由により、当該使用者に代わり、前条第1項に規定する申出を行おうとする者は、当該使用者が有していた使用権を承継することができる。

2 前項の規定により承継しようとする者は、原因発生後ただちに市長に届け出なければならない。

(使用権の消滅)

第26条 樹林墓地使用者は、樹林墓地を使用しなくなったときは、ただちに市長に届け出なければならない。ただし、第24条第1項に規定する申出をしていない者に限る。

2 前項の規定による届出があった場合は、樹林墓地の使用権は、消滅する。

(使用許可の取消し)

第27条 次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、樹林墓地の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用許可を受けた目的以外に樹林墓地を使用しようとしたとき。
- (2) 使用権を譲渡したとき。
- (3) 他人に譲渡する目的をもって使用許可を得たと認めるとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により樹林墓地使用料の徴収を免れたとき。
- (5) 法令またはこの条例もしくはこれにもとづく規則に違反したとき。

(焼骨の返還)

第28条 樹林墓地使用者は、第24条第1項に規定する申出がされた後の焼骨については、返還を請求することはできない。

第4章 無縁墓地

(無縁墓地への埋蔵)

第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該焼骨を無縁墓地へ埋蔵するものとする。

- (1) 第14条第3項第1号または第2号の規定により使用権の消滅した区画墓地の焼骨
- (2) 前号に定めるもののほか、市長が相当の理由により、無縁墓地に埋蔵する必要があると認める焼骨

2 市長は、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）にもとづき引取りを行った行旅死亡人で扶養義務者等がない場合は、当該焼骨を無縁墓地へ埋蔵することができるものとする。

(焼骨の返還)

第30条 無縁墓地に埋蔵された焼骨については、返還しないものとする。

第5章 雑則

(使用料の徴収)

第31条 永代使用料および樹林墓地使用料（以下「使用料」という。）は、使用許可の際に徴収する。ただし、永代使用料について市長が必要と認めるときは、規則の定めるところにより分割して納付させることができる。

（使用料等の減免）

第32条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料および管理料を減額または免除することができる。

（使用料等の不還付）

第33条 既納の使用料および管理料は、還付しない。ただし、使用料については、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

（区画墓地使用許可証の書替え）

第34条 第14条第2項に規定する届出をした者は、区画墓地使用許可証の書替えを受けなければならない。

2 区画墓地使用許可証の書替えをする場合は、1件につき300円の手数料を徴収する。

（使用許可証の再交付）

第35条 区画墓地使用許可証および樹林墓地使用許可証（以下「使用許可証」という。）を紛失した場合は、使用許可証の再交付を受けなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用許可証の再交付をする場合は、1件につき100円の手数料を徴収する。

（損害賠償）

第36条 墓地公園内における市の施設を故意または過失により滅失し、または毀損した者は、市長が相当と認める額を賠償しなければならない。

（罰則）

（罰則）

第37条 次の各号のいずれかに該当した者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 使用許可を受けた目的以外に使用許可を受けた区画墓地または樹林墓地を使用した者

(2) 使用権を譲渡し、または使用許可を受けた区画墓地または樹林墓地を転貸した者

(3) 他人に譲渡する目的をもって使用許可を得た者

(4) 偽りその他不正な手段により使用料または管理料の徴収を免れた者

(5) この条例またはこれにもとづく規則および指示に違反した者

(6) 使用許可を得ないで墓地公園を使用した者

(7) 墓地公園内の施設を故意に滅失し、または毀損した者

(委任)

第38条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

第23条 次の各号の一に該当するものに対しては、5万円以下の過料を科することができる。

(1) 使用許可を受けた目的以外に墓地公園を使用したもの

(2) 使用権を譲渡し、または使用場所を転貸したもの

(3) 他人に譲渡する目的をもって使用許可を得たもの

(4) 偽りその他不正な手段により使用料の徴収をまぬがれたもの

(5) この条例もしくはこれにもとづく規則および指示に違反したもの

(6) 使用許可を得ないで墓地公園を使用したもの

(7) 墓地公園内の施設を滅失またはき損したもの

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則
(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正前の青梅市墓地公園条例（以下「旧条例」という。）第5条第2項の規定により交付された青梅市墓地公園使用許可証は、この条例による改正後の青梅市墓地公園条例（以下「新条例」という。）第4条第2項に規定する区画墓地使用許可証とみなす。

3 旧条例付則第2項から第4項までの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

付 則
(施行期日)

1 この条例は、昭和44年4月1日から施行する。
(既成墓地使用者の使用許可の特例)

2 昭和43年3月25日前において、旧社団法人敬真社から使用許可を受けていたもの（以下「既成墓地使用者」という。）は、第5条第1項の規定にかかわらず、この条例にもとづく使用許可を受けたものとみなす。

3 既成墓地使用者は、規則の定めるところに従い市長に使用許可証の交付申請をしなければならない。この場合において徴収する使用許可証交付手数料は、1件につき100円とする。

<p>4 新条例第5条および第6条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に公募する区画墓地の使用について適用し、同日前に公募した区画墓地の使用については、なお従前の例による。</p> <p>5 新条例第8条、第12条および第13条の規定は、施行日以後に使用許可を受けた区画墓地使用者について適用する。</p> <p>6 新条例第14条第3項第1号または第2号に規定する事由が施行日前に生じているときは、これらの規定に規定する期間については、施行日から起算するものとする。</p> <p>7 新条例第17条第1項第6号の規定は、同号に規定する納期限が施行日以後に到来する管理料について適用する。</p> <p>8 新条例第17条第3項の規定は、施行日以後に同条第1項の規定による使用許可の取消しを受けた区画墓地使用者について適用する。</p>	<p>(既成墓地使用者の永代使用料の特例)</p> <p>4 既成墓地使用者に対しては、第10条第1項の規定にかかわらず永代使用料は、徴収しない。</p>	
--	---	--